

## 相続法制検討ワーキングチーム報告書

### 第一 はじめに

相続法制検討ワーキングチームは、平成26年1月から平成27年1月までの間、合計11回にわたり開催され、相続法制に関する問題点を洗い出し、考えられる見直しの方向性について検討を行った。本ワーキングチームを設置するに至った直接の契機は、平成25年9月に、最高裁判所において嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1と定めていた規定が憲法に違反するとの決定がされたことにある。これを受けて、法務省では、違憲状態を速やかに是正し社会的混乱を回避する観点から前記規定を削除することを内容とする法律案を作成したが、これを国会に提出する過程で、各方面から、この改正が及ぼす社会的影響に対する懸念や配偶者保護の観点からの相続法制の見直しの必要性など、様々な問題提起がされた。本ワーキングチームは、これらの指摘等を踏まえ、相続法制について検討を行うために設置されたものである。

本ワーキングチームでは、このような経緯等を踏まえ、主として①配偶者の一方が死亡した場合に、相続人である他方の配偶者の居住権を法律上保護するための措置、②配偶者の貢献に応じた遺産の分割等を実現するための措置、③寄与分制度の見直し、④遺留分制度の見直しの四点について検討を行った。

本報告書は、これらの論点に関する問題点や考えられる見直しの方向性について、本ワーキングチームが検討した内容をまとめたものであるが、いずれの論点についても今後さらに検討すべき課題等が指摘されたため、併せてこれらの指摘等についても記載している。

### 第二 検討内容

#### 一 被相続人の配偶者の居住権を法律上保護するための措置

##### 1 問題の所在

配偶者の一方（被相続人）が死亡した場合には、被相続人と長期間にわたり婚姻関係を継続してきた他方の配偶者は、それまで居住してきた建物に引き続き居住することを希望するのが通常である。特に、相続人である他方の配偶者が高齢者である場合には、住み慣れた居住建物を離れて新たな生活を立ち上げることは精神的にも肉体的にも大きな負担となると考えられることから、近時の高齢化社会においては、このような配偶者の居住権（配偶者に居住建物の使用を認めることを内容とする権利）を保護する必要性は高いものと思われる。

嫡出でない子の相続分に関する民法改正について議論がされた際にも、配偶者の一方が死亡した場合に、相続人である他方の配偶者がかねてより居住していた建物から退去せざるを得なくなる事態を防止する措置を講ずる必要があるとの指摘がされた

ころである。

この点については、共同相続人の一人が被相続人の許諾を得て遺産である建物に同居していたときは、特段の事情のない限り、被相続人と当該相続人との間で、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立していたものと推認されるとする判例（最高裁平成8年12月17日判決民集50巻10号2778頁）が存在し、この判例によれば、この要件に該当する限り、相続人である他方の配偶者は、遺産分割が終了するまでの間の短期的な居住権が確保されることになる。

しかし、前記の判例法理は、あくまでも当事者間の合理的意思解釈に基づくものであるため、被相続人が明確にこれとは異なる意思を表示していた場合等には、配偶者の居住権が保護されない事態が生じ得ることになる。

また、国民の平均寿命の伸長により、被相続人の死亡後、その配偶者が数十年といたった長期間にわたって生活を継続することも珍しくなくなっているが、本ワーキングチームでは、このような現状を踏まえると、配偶者の生活保障を強化する観点から、配偶者が住み慣れた居住環境での生活を継続したいと希望する場合にそのような意向に沿った遺産の分配を可能とするための方策を検討することが必要になってきているとの指摘がされた。現行法の下では、配偶者が前記のように希望する場合には、配偶者がその建物の所有権を取得する方法や、その建物の所有権を取得した他の相続人との間で賃貸借契約等を締結するといった方法が考えられる。しかし、前者の方法によろうとしても、配偶者が遺産分割によりその建物所有権を取得することが保証されているわけではないし、後者の方法による場合には、その建物の所有権を取得する者との間で賃貸借契約等が成立することが前提となるため、契約が成立しなければ、居住権は確保されないこととなる。

## 2 対応策の検討

本ワーキングチームでは、前記の問題の所在を踏まえ、配偶者の居住権を法律上保護するための措置として、(1) 遺産分割が終了するまでの間の短期的な居住権を保護するための方策と、(2) 遺産分割終了後にも被相続人が所有していた建物への居住を継続できるようにするための方策について、検討がされた。なお、これらの方策は、内容的に両立するものであるため、両方の方策を併せて採用することが可能である。

### (1) 遺産分割が終了するまでの間の短期的な居住権を保護するための方策

基本的に遺産分割が終了するまでの間の短期的な居住権を保護するために、次のような方策を講ずることが検討された。

- ① 配偶者は、被相続人の許諾を得て相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割協議又は遺産分割の審判等によって当該建物の帰属が確定するまでの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。
- ② ①の権利を取得したことによって得た利益については、配偶者が遺産分割におい

て取得すべき財産の額（具体的相続分額）に含めない。

- ③ ①に規定する場合には、被相続人が遺言等で配偶者以外の者にその建物を取得させる旨を定めていたときであっても、配偶者は、一定期間（例えば1年間）は無償でその建物を使用することができる。

（議論の概要）

#### ア 基本的な考え方

前記1のとおり、前記判例法理に委ねるのでは、事案によっては、短期的な居住権の保護として不十分な場合がある。

そこで、前記判例や外国法制（フランス法）を参考にしつつ、基本的に遺産分割が終了するまでの比較的短期間については、被相続人の意思にかかわらず配偶者が引き続き居住建物に無償で居住することを認める権利（以下「短期居住権」という。）を付与することが検討された。

①は、配偶者が被相続人の許諾を得て遺産に属する建物に居住していたことを要件として、遺産分割等により当該建物の帰属が確定するまでの間、配偶者が同建物に無償で居住することができることとするものである。

②は、他の共同相続人の負担の程度や判例法理との整合性を考慮し、配偶者が短期居住権を取得することによって得た利益については、利益相当額を配偶者の具体的相続分から控除することはしないこととするものである。

③は、被相続人が相続させる旨の遺言等によって配偶者以外の者に居住建物を取得させる旨を定めており、居住建物について遺産分割を行う必要がない場合においても、一定期間（例えば1年間）については、法律上当然に短期居住権を付与することとするものである。

#### イ このような方策を講ずる場合の問題点

配偶者が取得する短期居住権の存続期間については、前記方策では、①のとおり、「相続開始時から遺産分割が終了するまでの間」としているが、遺産分割に関する協議が長期間に及んだ場合には、その間、配偶者が無償で遺産である居住建物に住み続けられることになるため、他の相続人の利益を不当に害することにならないかといった問題点が指摘された。

このような観点から、短期居住権については、遺産分割協議等が長期化した場合の対応（例えば、遺産分割が終了していない場合の存続期間について上限（最長の存続期間）を設けること）について検討された。もっとも、この点については、遺産分割協議に必要となる期間は財産の多寡等事案によってかなり異なるため、存続期間の上限を定めることは困難であるとの指摘や、上限を定める場合には、遺産分割協議に通常要する期間や遺産分割事件の審理期間等の実態を考慮する必要があるとの指摘もされた。

また、前記方策では、③のとおり、被相続人が相続させる旨の遺言等によって配偶者以外の者に居住建物を取得させる旨を定めていた場合にも、一定期間は配偶者の居住権を保護することを想定しているが、この期間をどの程度のものとするかといった点について更に検討すべきものとされた。

(注) その他の検討内容

○ 居住建物の公租公課の負担について

前記のような方策を講ずる場合に、配偶者の居住建物の公租公課を誰が負担するのかといった問題点が指摘された。この点については、他の相続人は配偶者が短期居住権を有する間はその建物の使用、収益及び処分を一切することができないのに、公租公課だけは負担しなければならないとするのは他の相続人に酷な面があることや、使用貸借契約においても、固定資産税等の公租公課は借主が負担する「通常の必要費」（民法第595条第1項）に含まれるものと解されていることから、居住する配偶者が負担すべきであるとの意見が多かった。

**(2) 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策**

遺産分割終了後にも配偶者が被相続人の所有していた建物への居住を継続することができるようにするため、次のような方策を講ずることが検討された。

- ① 配偶者が相続開始の時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、遺産分割終了後にも配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（以下「長期居住権」という。）を新設し、遺産分割の協議又は審判等において、配偶者にその権利を取得させることができるようにする。
- ② 配偶者が①の権利を取得した場合には、配偶者はその財産的価値に相当する金額を相続したものと扱うこととする。

(議論の概要)

ア 基本的な考え方

前記方策は、近時の高齢化社会の進展を踏まえ、遺産分割において被相続人の配偶者が住み慣れた居住環境での生活を継続することを希望する場合に、そのような意向に沿った遺産分割を実現するための措置を講ずるものである。

①は、建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（長期居住権）を新設し（これにより、建物の財産的価値を居住権部分とその残余部分とに二分することが可能となる。）、配偶者が希望する場合には、遺産分割の審判等において配偶者に長期居住権を取得させることを可能にするものである。

②は、配偶者が長期居住権を取得した場合の他の相続人への影響等を考慮し、短期居住権とは異なり（前記（1）②参照）、配偶者は長期居住権の財産的価値に相当する金額を相続したものと扱うこととするものである。その結果、配偶者は、居住建物以外の遺産からは、自己の具体的相続分額から長期居住権の財産的価値相当額を控除した残額について財産を取得することになり、配偶者が長期居住権を取得しても他の

相続人の具体的相続分額は変わらないことになる。

イ このような方策を講ずる場合の問題点

(ア) 長期居住権の法的性質について

前記方策を講ずる場合の長期居住権の法的性質については、居住建物の使用権限を有する法定の債権（法定の賃借権やそれに類似する債権）とみる考え方や用益物権とみる考え方が取り上げられたが、この点については、今後更に検討すべきものとされた。

(イ) 長期居住権の財産的評価について

前記方策を講ずる場合には、長期居住権の財産的評価をする方法について検討する必要がある。この点については、例えば、配偶者が自己の相続分によって賃借権類似の権利を取得し、かつ、その存続期間について賃料相当額の前払をしたのと同様の財産的評価をすることが考えられるなどの指摘がされた。

(注) その他の検討内容

○ 配偶者の法定相続分との関係等について

本ワーキングチームでは、前記方策とは異なり、配偶者は、長期居住権の財産的評価額が配偶者の具体的相続分を超える場合でも長期居住権を取得することができ、他の相続人は、長期居住権以外の遺産の中から財産を取得するにとどまるとすることが検討された。

しかし、このような方策によると、その分だけ他の相続人の相続分が減ることになるが、特に当該建物以外に見るべき相続財産がないような場合には、相続財産の分配につき他の相続人との間で著しい不均衡が生ずることにもなりかねないといった問題点が指摘されるなど、このような方策を講ずることについては消極的な意見が多かった。

○ 建物使用の対価について

長期居住権の財産的評価額の算定について上記イ（イ）に記載した方法による場合には、配偶者は、遺産分割時に自己が相続した財産によって賃料の前払をしたのと同様の経済的負担をしていることになるので、遺産分割終了後には、無償で建物に居住することができることになる。

これに対し、長期居住権の法的性質を法定の賃借権とした上で、配偶者は、遺産分割終了後にも賃料を支払うことを原則形態とすることも考えられるとの指摘もされた。

○ 長期居住権の効力等について

ア 前記方策を講ずる場合には、建物賃借権と同様、配偶者がその居住建物を占有しているときは、長期居住権を第三者にも主張することができるということが検討されたが、このような効力を認めることについて特段の異論はみられなかった。

イ また、前記方策を講ずる場合には、居住建物の固定資産税等の公租公課を誰が負担するのかといった問題点が指摘されたが、短期居住権と同様の理由で、配偶者が居住建物及びその敷地の固定資産税等を負担すべきであるとの意見が多かった。

ウ さらに、例えば、遺産分割において、配偶者が終身の長期居住権を取得したが、その後には体

調が悪化して養護施設に入所する必要がある場合のように、遺産分割終了後に事情変更が生じた場合の対応策として、配偶者に長期居住権の処分を認めるべきか否かが検討された。

この点については、居住建物の所有者は建物の使用者がどのような者であるかについて重大な利害関係を有しており、民法上は使用貸借契約及び賃貸借契約のいずれにおいても貸主の承諾を得ずにその権利を譲渡し、又は転貸することはできないこととされていること（民法第594条第2項、第612条第1項）に照らすと、配偶者が長期居住権を第三者に処分する場合には、建物所有者の承諾を要件とすべきであるとの指摘がされた。

○ 長期居住権の取得につき配偶者に優先権を認めるか否かについて

現行法の下では、遺産分割においてどの相続人がどの財産を取得するかについて相続人間で協議が成立しない場合には、裁判所が審判においてこれを定めることとされているが、前記方策を講ずる場合に、さらに長期居住権の取得につき配偶者に優先権を認めるべきか否か、すなわち、配偶者が長期居住権の取得を希望した場合には他の相続人に優先してその取得を認めることとすべきか否かについても検討がされた。この点については、配偶者に優先権を認めるべきであるとの意見が多かったが、他方で、配偶者に優先権を無条件に認めると、居住建物の所有権を取得する相続人の利益との衝突が問題となり得るため、優先権を認めるとしてもその範囲を限定すべきであるとの指摘もされた。

そこで、配偶者に優先権を認めつつ、その範囲を限定するために、以下のような方策を講ずることが提案されたが、この点については今後更に検討すべきものとされた。

- ⑦ 配偶者は、一定の期間（例えば10年間）については他の相続人に優先して長期居住権を取得することができるが、これを超える期間の長期居住権取得を希望する場合には、家庭裁判所が後見の見地からその当否を判断することとするもの。
- ⑧ 原則として配偶者に希望どおりの優先権を認めることとするが、家庭裁判所は、各種の事情を考慮して、配偶者に優先権を認めることが著しく不当であると認められる特段の事情がある場合には、配偶者による長期居住権取得を認めず、又は存続期間を制限することができることとするもの。

○ 配偶者の居住建物が賃借物件であった場合の保護方策について

短期居住権及び長期居住権に共通する問題であるが、前記各方策は、配偶者の居住建物が被相続人の所有であった場合を前提とするものであるところ、本ワーキングチームでは、配偶者の居住建物が被相続人が第三者から賃借していた建物であった場合についても配偶者保護のための措置を講ずる必要があるか否かが検討された。

この場合の保護方策として、被相続人が居住建物の賃借権を配偶者以外の相続人に相続させる旨の遺言等をした場合には当該部分の全部又は一部を無効とする旨の強行規定を設けることや、居住建物の賃借権についても配偶者に優先権を認めること等が検討された。

もっとも、この点については、現行法の下でも、被相続人が配偶者の居住建物の賃借人であった場合に、相続人が居住建物の賃貸借契約を解除するためには過半数の同意を得ることが必要と

なるが（民法第252条。最高裁昭和29年3月12日判決民集8巻3号696頁等）、配偶者は少なくとも2分の1の法定相続分を有するとする現行法の規律を維持する限りは、他の相続人が配偶者の承諾なく居住建物の賃貸借契約を解除することはできず、配偶者は遺産分割が終了するまでの間は当該建物に居住することができると考えられることから、少なくとも短期居住権については、その保護の必要性に乏しいとの指摘もされた。

## 二 配偶者の貢献に応じた遺産の分割等を実現するための措置

### 1 問題の所在

相続人となる配偶者の中には、婚姻期間が長期にわたり、その間被相続人と同居してその日常生活を支えてきたような者もいれば、老齢になった後に再婚した場合のように婚姻期間が短い者や、形式的には婚姻期間が長期にわたっていても、別居期間が長く実質的な婚姻生活は短かった者もいるなど、被相続人の財産の形成又は維持に対する寄与の程度は様々であると考えられるが、現行法上、配偶者の法定相続分は一律に定められており（民法第900条）、婚姻生活の実態に即して法定相続分自体を調整することは予定されていない。すなわち、一般に、配偶者の相続権の根拠の一つとして実質的夫婦共有財産の清算が挙げられているが、相続の場面では、配偶者の具体的な貢献の程度は寄与分の中で考慮され得るにすぎず、基本的には法定相続分による形式的・画一的な清算が行われることになるため、実質的公平に反する場合が生じるおそれがあるとの指摘がされている。

### 2 対応策の検討

本ワーキングチームでは、前記1の問題の所在を踏まえ、配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現するという観点から、次の（1）から（3）までの方策を議論のたたき台として、遺産分割における調整方法の在り方について検討がされた。

これらの方策は、いずれも、遺産を実質的夫婦共有財産と固有財産に分けた上で、実質的夫婦共有財産の形成又は維持については一般に配偶者に相応の貢献が認められることに鑑み、実質的夫婦共有財産における配偶者の取得割合を現行法よりも高くすることによって、遺産全体に占める実質的夫婦共有財産の割合が高い場合に、配偶者の取り分を現行法よりも増やすことを意図したものである。ここで、実質的夫婦共有財産とは、夫婦の一方がその婚姻中に他方の配偶者の協力を得て形成又は維持した財産をいい、固有財産とは、当該夫婦の婚姻以前に形成された財産や被相続人が相続によって取得した財産のように、一般に、その形成又は維持に他方の配偶者の協力が認められないものをいう。

したがって、実質的夫婦共有財産の範囲は、基本的には、離婚における財産分与において清算の対象となる財産と同じになると考えられる。もっとも、遺産がそのいずれに該当するかという点をめぐる紛争を軽減する観点から、後記（3）の方策では、

固有財産を限定列挙した上で、これに該当しないものは全て実質的夫婦共有財産であるとみなす旨の規定を置くことが検討されたが、この場合には、実質的夫婦共有財産は、離婚における財産分与の対象となる財産の範囲よりも広がるものと考えられる。

なお、これらの方策は、それぞれ両立しない内容を含むため、これらの方策を採用しようとする場合には、そのいずれかを選択する必要がある。

**(1) 遺産分割の手續に先行して離婚における財産分与に類似した実質的夫婦共有財産の清算を行うこととするもの**

- ① 配偶者は、遺産分割に先立って、相続人に対し、実質的夫婦共有財産の清算を求めることができる。
- ② 配偶者は、実質的夫婦共有財産を清算した後の遺産（被相続人の固有財産及び実質的夫婦共有財産の残余部分）については、現行の法定相続分より減少した相続分（注）を取得する。

(注) 例えば、子と共に相続する場合は3分の1、直系尊属と共に相続する場合は2分の1、兄弟姉妹と共に相続する場合は3分の2とすること等が考えられる。

(議論の概要)

ア 基本的な考え方

(ア) 前記方策の趣旨

前記方策は、離婚における財産分与では、実質的夫婦共有財産を貢献の程度に応じて清算するという考え方がとられているのと同様に、死亡による婚姻関係の終了の場合にも、婚姻の効果として（すなわち、相続の枠外で）、実質的夫婦共有財産の清算を認めることにより、遺産の形成又は維持に対する配偶者の具体的な貢献の程度に応じた財産取得を可能とすることを意図したものである。

このような方策を講ずることによって、死亡による婚姻関係の終了の場合にも、実質的夫婦共有財産の形成又は維持についての配偶者の貢献の程度を具体的に考慮することが可能になり、実質的公平に適う遺産の分割が可能になる。

(イ) ①について

前記方策では、遺産分割に先行して行われる清算手續（①）は、離婚における財産分与とほぼ同様のものが想定されている。すなわち、前記方策は、被相続人の財産を実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とに分けた上で、実質的夫婦共有財産を対象として清算手續を行うものである。また、そこでは、離婚における財産分与の場合と同様に、被相続人の積極財産だけでなく消極財産（相続債務）も考慮して清算を行うことが想定されているが、清算の際に考慮される債務も、相続債務のうち、実質的夫婦共有財産の形成又は維持に起因して負担した債務や夫婦の共同生活を営む上で負担した債務（以下「実質的夫婦共同債務」という。）に限られる。

(注) 前記方策は、実質的夫婦共有財産の清算手續を遺産分割に先行する別個の手續として位置づけ



ているが、死別による婚姻関係の終了の場合には、一方の配偶者が既に死亡しているため、清算手続の当事者は、他方の配偶者（生存配偶者）とその他の相続人ということになって遺産分割の手続の当事者と同じであり、また、清算手続が終了しない限り、相続財産の範囲が定まらないことから、通常は一回的な解決が図られることになると考えられる。

(ウ) ②について

前記方策を講ずる場合には、実質的夫婦共有財産の清算を行った後、その余の遺産についての遺産分割を行うことになる。現行法における配偶者の相続の根拠は、一般に、実質的夫婦共有財産の清算と配偶者の生活保障であるとされるが、実質的夫婦共有財産の清算は既にされていることになるため、②は、これに伴って配偶者の法定相続分の割合を現行法よりも減少させることとしたものである。

イ このような方策を講ずる場合の問題点

前記方策は、実質的夫婦共有財産の清算の場面において、配偶者の貢献の有無及び程度を具体的に考慮して配偶者の取得分を決めることを想定しているが、離婚における財産分与の場合には、離婚の当事者がそれぞれ各自の貢献の有無及び程度等について主張立証を尽くすことが可能であるのに対し、死別による清算の場合には、婚姻関係の当事者ではない他の相続人がこの点について主張立証をしなければならなくなるため、これを適切に行うことができるのかといった指摘がされた。また、現行の遺産分割においては考慮する必要がない被相続人の債務についても清算の対象に含まれることとなる上、特定の積極財産や債務が清算の対象に含まれるか否かといった点や、その財産の形成又は維持に対する貢献の有無及び程度について主張立証が繰り返されるなど、相続に関する紛争の複雑困難化は避けることができないのではないかとといった指摘もされた。このような指摘を踏まえ、紛争の複雑困難化を軽減する観点から、「実質的夫婦共有財産に属するか否かが明らかでない財産は、実質的夫婦共有財産に属するものと推定する。」といった証明責任を軽減する措置を講ずることが検討されたが、証明責任の軽減は、当事者が主張立証を尽くした後に裁判所がどのような事実認定をするかという場面で問題となるものであり、このような方策のみでは前記の問題点に十分に対応することはできないのではないかと指摘もされた。

さらに、相続財産のうち被相続人の固有財産の割合が高い場合には、配偶者の取得額が現行法の規律によるよりも減る場合が生じ得ることになることから、配偶者に前記方策と現行法の規律との選択権を認めること等も検討された。

**(2) 遺産の属性に応じて配偶者の法定相続分を変動させることとするもの**

- 配偶者は、遺産のうち実質的夫婦共有財産については2分の1の、その余の遺産（被相続人の固有財産及び実質的夫婦共有財産の残余部分）については現行法の法定相続分より減少した一定割合（注）の法定相続分を有する。

(注) 例えば、子と共に相続する場合は3分の1、直系尊属と共に相続する場合は2分の1、兄弟姉

妹と共に相続する場合は3分の2とすること等が考えられる。これによれば、配偶者は、子と共に相続する場合には、実質的夫婦共有財産についてはその3分の2（＝2分の1＋2分の1×3分の1）を、被相続人の固有財産についてはその3分の1をそれぞれ法定相続分として取得することができることになる。

（議論の概要）

ア 基本的な考え方

前記方策は、相続財産の形成又は維持に対する配偶者の貢献の程度はその遺産が実質的夫婦共有財産であるか、被相続人の固有財産であるかによって大きく異なるのが通常であることに鑑み、このような財産の属性の違いを法定相続分に反映させようとするものである。また、実質的夫婦共有財産については一律に2分の1の法定相続分を認めることによって、配偶者の具体的な貢献の程度に関する紛争を抑制しようとしている。

また、実質的夫婦共有財産につき2分の1の法定相続分を認めることにより、実質的夫婦共有財産の清算という面は既に相当程度考慮されていること、被相続人の固有財産及び実質的夫婦共有財産の残余部分は基本的には配偶者の貢献とは無関係に形成された財産であることを考慮し、その余の部分についての法定相続分は、現行法よりも減少させることとしている。

このように、前記方策は、あくまでも、法定相続分を定めるにあたり、実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とを区別するというものであって、（1）の方策のように離婚時における財産分与と同様の清算手続を設けるものではなく、実質的夫婦共有財産の額や配偶者の具体的相続分を算定する際に、相続債務や当該配偶者の財産関係を考慮することは想定していない。

イ このような方策を講ずる場合の問題点

（ア）相続債務の取扱いについて

前記方策を講ずる場合には、相続債務の取扱いを別途定める必要が生ずるが、この点を検討するに当たっては、相続債権者の利益に配慮する必要がある。

積極財産の法定相続分との整合性を保つために、相続債務についても、実質的夫婦共同債務と被相続人の固有債務の二類型に分類して、それぞれ積極財産の法定相続分に対応する割合で債務も承継することとすること（実質的夫婦共同「債務」については実質的夫婦共有「財産」と同じ割合で債務を承継し、被相続人の固有「債務」については被相続人の固有「財産」と同じ割合で債務を承継することとすること）が考えられるが、このような考え方によった場合には、実質的夫婦共同債務か固有債務かによって法定相続分が異なるところ、そのいずれに当たるかが必ずしも明らかとはいえない場合があることを考えると、相続債権者の利益を害するおそれがある。このため、少なくとも、相続債権者との関係においては、実質的夫婦共同債務に当たるかどうか

に関わりなく、一定の割合によって債務を承継することとする必要があるとの指摘がされ、次のような方策が検討された。

- ㉗ 積極財産の法定相続分と相続債務の法定相続分とを切り離し、相続債務については、内部関係も含め、現行の法定相続分と同じとするもの
- ㉘ 相続債権者との関係における負担割合と共同相続人間の内部関係における負担割合を変え、相続債権者との関係では現行の法定相続分とし、内部関係においては相続債務の属性によって法定相続分の割合を変えることとするもの
- ㉙ 相続債権者との関係では常に実質的夫婦共有財産と同じ割合で債務を承継し、その債務が実質的夫婦共同債務でないときは、配偶者が他の共同相続人に対して求償権を行使することとするもの

前記㉗の方策については、積極財産と消極財産（相続債務）とで法定相続分が異なることを理論的に説明することは困難ではないかという指摘がされた。他方、前記㉘及び㉙の方策によると、遺産分割の結果、対外的な債務の負担割合と内部的な債務の負担割合との間に差が生じた場合には、共同相続人間で求償権の行使等による調整を行うことが必要になると考えられるが、これによって遺産分割事件終了後の求償権の行使に関する紛争が増加し、遺産分割の全体的な紛争解決までの期間が長期化するおそれがあり、制度の維持が困難になるといった問題点が指摘された。

(イ) 遺産分割が終了するまでの間の相続財産の法律関係について

相続開始後遺産分割が終了するまでの間、共同相続人は相続財産を法定相続分に応じて共有することとなるが、現在の最高裁判例によれば、ここでの共有の性質は、物権法上の共有（民法第249条以下）ということになる。このような判例の考え方を前提にすると、遺産分割が終了するまでの間に、共同相続人の一部の者が相続財産における自己の持分を第三者に処分することがあり得ることになる。しかし、前記方策を講ずる場合には、実質的夫婦共有財産と固有財産とで法定相続分の割合が異なるどころ、そのいずれに当たるかが必ずしも明確でない場合には混乱が生ずることがあり得る。そのような事態を防止するために、それが確定するまで（遺産分割終了時まで）処分を制限する必要があるが、それは困難ではないかとの指摘がされた。

(ウ) 現行法の規律との関係について

前記方策の（注）に記載した例によれば、配偶者は、子と共に相続する場合には、遺産の全てが実質的夫婦共有財産であるときは遺産全体の3分の2の法定相続分（＝2分の1＋2分の1×3分の1）を有することになるが、遺産の全てが被相続人の固有財産であるときには遺産全体の3分の1の法定相続分しか有しないことになり、配偶者の法定相続分が現行法よりも減少する場合があります。そこで、このような事態が生ずることを回避する観点から、前記方策と現行法の規律のいずれを適用するかについて配偶者に選択権を与えることや、現行の法定相続分を配偶者の法

定相続分の下限として定めること等も検討された。

**(3) 遺産の属性に応じて計算した一定の金額（配偶者加算額）を配偶者の具体的相続分に上乗せすることとするもの**

① 配偶者は、次の計算式により算出された額が、積極財産の法定相続分（現行法と同様とする。）に相当する額を超過する場合には、配偶者の具体的相続分にその超過額（以下「配偶者加算額」という。）を加算することができる。

（計算式）

$$\begin{aligned} & \text{実質的夫婦共有財産} \times 2 \text{分の} 1 + \text{その余の遺産（被相続人の固有財産及び実質} \\ & \text{的夫婦共有財産の残余部分）の一定割合【法定相続分よりも低い割合】（注）} \\ = & \text{実質的夫婦共有財産の一定割合【法定相続分よりも高い割合】（前記（2）の} \\ & \text{方策の（注）参照）} + \text{被相続人の固有財産の一定割合【法定相続分よりも低い} \\ & \text{割合】} \end{aligned}$$

② 遺産のうち被相続人の固有財産を除いたものを実質的夫婦共有財産とする。

③ 被相続人の固有財産は、次の㉞及び㉟に該当するものに限る。

㉞ 被相続人が婚姻前に有していた財産

㉟ 被相続人が婚姻後に相続又は贈与等によって無償で取得した財産

（注） 例えば、配偶者が子と共に相続する場合には3分の1とし、配偶者が直系尊属と共に相続する場合には2分の1とすること等が考えられる。また、相続債務がある場合には、前記計算式の「実質的夫婦共有財産」については実質的夫婦共同債務を控除した額とし、「その余の遺産」については被相続人の固有債務を控除した額とすることが考えられる。

（議論の概要）

**ア 基本的な考え方**

**（ア）前記方策の趣旨**

前記方策は、相続財産の属性（実質的夫婦共有財産か固有財産か）を考慮することによって配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現を図ろうとする点では前記（2）と同様である。しかし、前記（2）とは異なり、法定相続分は変動させずに現行法どおりとした上で、遺産全体に占める実質的夫婦共有財産の割合が一定程度を超える場合には、一定の計算式によって算出された額（配偶者加算額）を具体的相続分に加算することによって配偶者の貢献を考慮することとしている。これによって、配偶者の取得額が現行法の規律よりも減ることがないようにするとともに、前記（2）で生じた相続債務の取扱いに関する問題点を解消しようとするものである。

**（イ）①について**

①の（計算式）は、前記（2）と同様の考え方にに基づき算出された配偶者の最終的な取得額（承継した相続債務を弁済した後に現実に手元に残る金額）を算出したものであり、この額が現行の法定相続分に基づき算出された配偶者の最終的な取得額を超

える場合には、その差額を配偶者の具体的相続分に加算するというものである。

また、前記の計算式に従って計算をすると配偶者加算額が負の値になる場合も生じ得る（積極財産の大部分が固有財産である場合等にこのような事態が生じ得る）ことになるが、前記方策では、配偶者加算額が負の値になる場合には、現行の法定相続分に従って配偶者の取得額を決めることとしている。

(ウ) ②及び③について

②及び③は、特定の財産が実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産のいずれに該当するかという点に関する紛争を軽減する観点から、被相続人の固有財産を限定列挙することとし、それ以外の財産は全て実質的夫婦共有財産に当たるとするものである。

イ このような方策を講ずる場合の問題点

(ア) 相続債務の取扱いについて

前記方策のように、積極財産を実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とに分類し、その財産の属性に応じて配偶者の取得額を調整するというのであれば、消極財産（相続債務）についても、同様に、実質的夫婦共同債務と被相続人の固有債務とに分類した上で、債務の属性に応じた調整をしなければ配偶者の貢献を適切に考慮することはできないとの指摘がされた。すなわち、前記方策を採用した場合に債務の属性に応じた調整をしないとすると、実質的夫婦共有財産の取得原資の大半が借入資金である場合など、実質的夫婦共同債務が多額に存する場合には、配偶者加算額が当該配偶者の実際の貢献よりも過大になる事態が生じ得ることになり、かえって実質的公平を害する結果になりかねないとの指摘がされた。

他方、配偶者加算額の算定において相続債務も考慮することとする場合には、ある遺産が実質的夫婦共有財産に該当するか否かのみならず、ある相続債務が実質的夫婦共同債務に該当するか否かについても審理の対象にせざるを得ないため、この点をめぐって紛争が複雑困難化するおそれがあるとの指摘がされた。

(イ) 紛争の複雑困難化について

前記方策を講ずる場合には、遺産が実質的夫婦共有財産と固有財産のいずれに該当するかという点をめぐって紛争が複雑困難化することが最も問題となり（相続債務も考慮して配偶者加算額の有無を算定することとする場合には、さらに問題が大きくなる。）、②及び③はこれを軽減することを意図したものであるが（前記ア（ウ））、この点については、一定の例外に該当しない限り実質的夫婦共有財産とみなして反証を許さないこととすると、かえって事案に応じた柔軟な解決ができなくなって実質的公平を害する結果になりかねないとの指摘がされた。

### 三 寄与分制度の見直し

#### 1 問題の所在

現行法上、遺産分割の際に相続人の貢献を考慮するための調整手段としては、寄与分（民法904条の2）の制度があるが、寄与分が認められるためには、「被相続人の財産の維持又は増加」について「特別の寄与」があったことが要件とされている。

このうち、「特別の寄与」は、一般に、被相続人との身分関係に基づいて通常期待される程度を超える貢献があったことを意味すると解されている。しかしながら、被相続人に対する療養看護については、例えば、被相続人に複数の子がいる場合のように、被相続人に対する扶養義務を負う者が複数いて、療養看護についても同等の役割を果たすことが求められているにもかかわらず、実際には、そのうちの一部の相続人のみが専ら療養看護を行うなど、貢献の程度に顕著な偏りがある場合も多いとの指摘がされた。

また、寄与分の対象となる貢献のうち、特に療養看護によるものは、それ自体被相続人の財産の維持又は増加を直接の目的としてされた行為ではなく、また、高齢者等の介護については長期間継続して行わなければならないなど、相続人の身体的、精神的負担が非常に大きい場合も多いこと、例えば、遠方に居住する相続人が被相続人の療養看護のために相当額の交通費や宿泊費を支出している場合のように、相続人が自己の財産から一定額の出捐をしているにもかかわらず、必ずしもそれによって被相続人の財産が維持又は増加したという関係が認められないとして、寄与分が認められない場合があること等を踏まえると、「被相続人の財産の維持又は増加」の有無によって寄与分を認めるか否かを決定し、更にその程度によって寄与分の額を算定することは、必ずしも相当ではないとの指摘もされた。

## 2 対応策の検討

本ワーキングチームでは、前記の問題の所在を踏まえ、寄与分を認めるための要件について、次のような方策を講ずることが検討された。

- 現行の寄与分の規定の場合のほか、共同相続人の間で、被相続人の療養看護についての寄与の程度に著しい差異がある等の一定の要件を満たす場合にも、共同相続人間の協議又は家庭裁判所の審判により、寄与分を認めることができるようにする。

（議論の概要）

### ア 基本的な考え方

前記方策は、いわゆる療養看護型の寄与について特則を設けるものであり、相続人間の公平を図る観点から、共同相続人の間で療養看護に対する貢献に顕著な差異がある場合にも、端的にそのことを理由として寄与分による調整を図ることができるようにするものである。

### イ このような方策を講ずる場合の問題点

前記のとおり、現行の寄与分制度においては、「被相続人の財産の維持又は増加」及び「特別の寄与」の存在が要件とされているため、ある相続人に寄与分が認められる

か否かを判断する際には、寄与分を主張する相続人の貢献がこれらの要件を満たすものか否かを検討すれば足りることになる。これに対し、前記方策は、寄与分を認めるか否かの判断において、相続人間の貢献の程度の差を問題とするものであるため、寄与分を主張する相続人のみならず、寄与分の主張をしていない他の相続人の貢献の程度についても裁判所が資料を収集する必要が生ずることになる。その結果、寄与分を定める事件の紛争が複雑困難化するおそれがあるとの指摘がされた。

また、現行の寄与分制度においては、「被相続人の財産の維持又は増加」が要件とされていることから、寄与分の額を定めるにあたっては、当該寄与行為によって被相続人の財産がどの程度維持され、又は増加したかという点が一応の基準になるものと考えられる。しかしながら、前記方策のように、寄与行為によって被相続人の財産が維持又は増加したか否かを問わないとすることについては、寄与分の額の算定基準が不明確になるおそれがあることから、何らかの算定基準ないし上限を設けるべきではないかといった指摘や、そもそも相続法制は被相続人の財産をどのように分配するかを定めるものであり、財産的な貢献とは無関係に相続人の取得額を増減させるのは相当ではなく、少なくとも、この要件は残すべきではないかといった指摘もされた。

(注) その他の検討内容

○ 特則を設ける類型について

前記方策に関しては、特則を設ける範囲を療養看護型の寄与に限定すべきか、それ以外の類型にも広げるべきかについても検討がされた。寄与分には、療養看護型のほかに、①家業従事型、②金銭出資型、③財産管理型、④扶養型があるとされるが、①から③までについては、寄与行為自体が経済活動と密接に関連するものであることから、むしろ寄与行為と被相続人の財産の維持又は増加との間に因果関係が認められることを寄与分の要件とする現行制度に合理性があるとの指摘がされた。また、④については、扶養料を負担するなどの経済的な扶養を行ったような場合には、前記3類型と同様に考えることができるし、被相続人を引き取って扶養をした場合のように、それが介護を要するようなものであれば療養看護型の寄与の問題として取り扱えば足りるとの指摘がされた。

このような指摘を踏まえ、前記方策では、現行の寄与分制度とは異なる特別の寄与分を認める範囲を療養看護型の寄与に限定している。

## 四 遺留分制度の見直し

### 1 問題の所在

遺留分制度については、一般に、次の(1)から(3)までの問題点が指摘されているが、このような問題点があること自体については、本ワーキングチームにおいても概ね共通認識が得られた。

(1) 配偶者等の貢献が考慮されないなど、相続人間の実質的公平が図られていないと

の指摘について

配偶者等の具体的な貢献については、①遺産分割事件では寄与分として考慮され得るが、②遺留分減殺請求事件においては寄与分を考慮することはできないと解されている。したがって、遺贈の対象とされた財産の形成又は維持について受遺者又は受贈者に相応の寄与分が認められるべき場合であっても、遺留分減殺請求事件においては、これらの者の貢献が考慮されないことになる。また、例えば、配偶者が子と相続する場合には、配偶者の遺留分は遺留分算定の基礎となる財産の4分の1にすぎないことから、遺産の多くが実質的夫婦共有財産であるような場合には、離婚における財産分与でも取得可能な自己の通常の貢献分に相当する額すら遺留分としては確保されないという事態が生じ得ることになる。

(2) 相続による法律関係を柔軟かつ一回的に解決することができないとの指摘について

減殺される遺贈の対象となる財産が複数ある場合には、遺留分減殺請求権の行使の結果、通常はそれぞれの財産について共有関係が生じることになる（民法第1034条）。例えば、遺贈によって自宅を取得した配偶者や事業用の財産を取得した当該事業の承継者は、他の相続人から遺留分減殺請求権を行使されると、その者と共にこれらの財産を共有することとなり、この共有関係を解消するためには、別途、共有物の分割の手續等を経なければならない。また、現行法の下では、遺産分割事件は家庭裁判所における家事事件の手續で解決されることになり、紛争解決手續が異なることから、これらの法律関係を柔軟かつ一回的に解決することが困難となっているとの指摘がされている。

(3) 事業承継の障害になっているとの指摘について

被相続人は、その生前、自己の財産を自由に処分することができるのが原則であるが、被相続人が生前贈与をしたり、遺贈をしたりしても、それが相続人の遺留分を侵害するときは、遺留分を侵害された相続人は、遺留分減殺請求権を行使することによって生前贈与又は遺贈の効力の全部又は一部を否定することができる。例えば、被相続人が特定の相続人に家業を継がせるため、株式や店舗等の事業用の財産をその者に相続させる旨の遺言をしても、他の相続人が遺留分減殺請求権を行使することによって、円滑な事業承継が妨げられる可能性がある。

## 2 対応策の検討

本ワーキングチームでは、前記1の問題の所在を踏まえ、対応策として、次の(1)及び(2)のとおり、主に実体法である民法の規定そのものを見直す方向（実体法の見直し）や、主に遺留分減殺請求事件の裁判手續を見直す方向（手續法の見直し）について検討がされた。この両者は、それぞれ異なる側面からの見直しであるため、両立し得るものであり、それぞれその一部を組み合わせることも可能である。



## (1) 実体法の見直し

実体法の規律を見直すものとしては、次のア及びイの方策について検討がされた。これらの方策は、両立しない内容を含むため、これらの方策を講ずる場合には、そのいずれかを選択する必要がある。

**ア 配偶者については、遺留分として財産形成に関する自己の通常の貢献分を確保させるとともに、子については遺留分取得の要件及び遺留分の範囲を現行法よりも限定しようとするもの**

- ① 配偶者は、被相続人が実質的夫婦共有財産を遺贈し、又は贈与した場合には、その2分の1について遺贈又は贈与の減殺を請求することができる。
- ② 相続開始の時点で、被相続人が兄弟姉妹以外の相続人を扶養し、又は扶養すべきであった場合において、その相続人が相続によって取得した額が一定期間の扶養料に満たないときは、その相続人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分として、その不足額の支払を求めることができる。

(議論の概要)

(ア) 基本的な考え方

前記方策は、遺留分制度の目的が配偶者の実質的共有持分の取戻しと相続人の生活保障にあることを明確にし、その要件及び効果を見直すものである。

①は、配偶者の具体的な貢献に応じた財産の取得を確保するために、配偶者は、実質的夫婦共有財産が配偶者以外の者に遺贈又は贈与された場合には、配偶者の実質的共有持分に相当する部分(配偶者の貢献分)について減殺請求をすることができるとするものである。そして、配偶者の実質的共有持分については、その評価・算定をめぐって紛争が複雑化することを避けるために2分の1としている。

②は、高齢化社会の進展に伴い、相続人が子である場合を含め、相続人が既に十分な生活能力を有している場合が増えていること等を考慮し、相続人の生活保障の観点から遺留分を認める場合を限定するものである。

これにより、遺留分制度においても配偶者等の貢献を考慮することができるし(前記1(1)参照)、例えば、複数いる子の1人が事業を承継した場合に、他の子が遺留分減殺請求権を行使することによって事業承継が円滑に行われまいといった事態は少なくなるものと考えられる(前記1(3)参照)。

(イ) このような方策を講ずる場合の問題点

現行の遺留分制度については、例えば、共同相続人の1人に遺贈等がされた場合においても、他の共同相続人に最低限の取り分を保障する機能があるといわれており、国民の間にも既に定着しているものと考えられるが、前記方策は、これを限定するものであり、国民の理解を得ることは困難ではないかといった問題点が指摘された。また、特に、②については、「一定期間の扶養料」の額をどのようにして算定するのか

という困難な問題が生ずると考えられるほか、現行法における総体的遺留分（民法第1028条）のように、滅殺される財産の範囲についてその上限を定める基準もないことになるため、受遺者又は受贈者の法的地位を不安定にするおそれがあるとの問題点が指摘された。

**イ 遺留分算定の基礎となる財産を実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とに分けた上で、それぞれその財産の属性に応じて遺留分の範囲を決めることとするもの**

- 遺留分算定の基礎となる財産を実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とに分けた上で、例えば、配偶者と子が相続人である場合には、配偶者については実質的夫婦共有財産の2分の1を、子については被相続人の固有財産の2分の1をそれぞれ遺留分として認める（注）。

（注） 現行の遺留分制度は、相続債務の額を考慮することとされていることから、このような方策を講ずる場合には、相続債務の取扱いを検討しなければならない（詳細は後記（イ）参照）。

（議論の概要）

**（ア）基本的な考え方**

前記方策は、遺留分についても、遺留分算定の基礎となる財産を実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とに分けた上で、その財産の属性に応じて遺留分の範囲を決めることとするものである。すなわち、実質的夫婦共有財産については、その形成又は維持に配偶者に相応の貢献があるのが通常であること等を考慮して、配偶者にその一定割合について遺留分を認めることとし、他方、被相続人の固有財産については、配偶者の貢献とは無関係に形成された財産であること等を考慮して、被相続人と血縁関係にある子及び直系尊属に遺留分を認めることとするものである。配偶者の遺留分については、実質的夫婦共有財産における通常の貢献分を確保させる趣旨で、子と相続する場合にはその2分の1を遺留分としている。このような考え方を前提とすると、実質的夫婦共有財産の残余部分は名実共に被相続人に帰属すべき財産ということになるから、この部分については被相続人が自由に処分することができることになる。これにより、例えば、被相続人がその配偶者に全財産を相続させる旨の遺言をしたような場合には、実質的夫婦共有財産については、遺留分滅殺請求をされることはなく、配偶者がその全てを確保することができるようになる。

前記方策により、遺留分制度においても配偶者等の貢献を考慮することができる（前記1（1）参照）ものと考えられる。また、婚姻期間が長期にわたり、実質的夫婦共有財産が多い夫婦の場合には、配偶者の遺留分が増加し、それ以外の相続人の遺留分が縮小することになるため、例えば、複数いる子の1人が事業を承継した場合において、他の子が遺留分滅殺請求権を行使することによって事業承継が円滑に行われないといった事態は少なくなるものと考えられる（前記1（3）参照）。

（イ）このような方策を講ずる場合の問題点

(a) 相続債務の取扱いについて

現行法の下では、遺留分は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から相続債務の全額を控除して、これを算定することとされているが（民法第1029条第1項）、相続債務が存する場合の遺留分侵害額の算定方法に関する明文の規定はない。この点について、判例（最高裁平成8年11月26日判決民集50巻10号2747頁）は、遺留分権利者が自ら承継した相続債務を弁済した後に現実に遺留分額に相当する財産が確保されるようにするため、遺留分侵害額は、遺留分額に同人が負担する相続債務の額を加算して算定するとの解釈を示している。

前記方策においても、相続債務の取扱いに関するこの判例の考え方を維持するとすれば、相続債務についても実質的夫婦共同債務と固有債務の2類型に分類する必要があることになるため、そのいずれに該当するかという点をめぐって更に紛争が複雑困難化することが問題になるとの指摘がされた（前記二2（3）イ（ア）参照）。

このため、遺留分について実体法の規律そのものを見直すこととする場合には、紛争の複雑困難化を軽減する観点から、相続債務の取扱いを現行法と同じにする必要があるかどうかといった点を含め検討する必要があるとの指摘がされた。

(b) 現行法の規律との相違について

前記方策を講ずる場合には、遺産等に占める実質的夫婦共有財産又は固有財産の割合によって配偶者又は子が取得する遺留分額が大きく変わってくるため、事案によっては配偶者又は子の遺留分額が極めて低額なものとなってその生活が害されるおそれがあることも否定はできないとの指摘がされた。この点について、何らかの手当てをするのであれば、例えば、配偶者については現行法と同じ割合の遺留分を最低限確保することができることや、配偶者又は子が被相続人から扶養を受けていたような場合には一定の範囲で遺留分を確保する措置を例外的に講ずることなどが考えられるが、いずれにしても、適切な制度設計が可能であるか否かが問題となる（特に後者については、前記ア（イ）において指摘された問題点が当てはまる。）。

(c) 紛争の複雑困難化について

前記(a)のほかにも、他の共同相続人、受遺者又は受贈者との関係で、実質的夫婦共有財産と固有財産のいずれであるかをめぐって争われることとなるなど、紛争が複雑困難化するおそれがあるとの指摘がされた。

(注) その他の検討内容

○ 遺留分算定の基礎となる財産と減殺の順序について

現行法では、遺留分算定の基礎となる財産としては、①被相続人が相続開始の時に有し

た財産（遺贈された財産も含む。）、②相続開始前の1年間にされた贈与の対象となった財産、③相続開始の1年前の日より前にされた贈与であって当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってされたものの対象となった財産、④特別受益に該当する贈与の対象となった財産が含まれ（民法第1029条、第1030条、第1044条、第903条）、減殺の順序としては、遺贈、贈与の順に減殺され、遺贈については目的の価額の割合に応じて減殺され、贈与については後のものから順に減殺されることとされている（民法第1033条から第1035条まで）。

このような現行法の規律については、次のような問題点が指摘された。

- ・ 相続開始の直前にされた贈与は、被相続人においても遺産の前渡し趣旨で行う場合が多く、遺贈との間で法的効果に差異が生ずるとの認識はない場合が多いものと考えられる（同様に、被相続人が死亡直前に複数回にわたって生前贈与をした場合についても、その時間的な先後関係によって法的効果に差異が生ずるとの認識はない場合が多いものと考えられる。）。
- ・ 相続人以外の第三者が受遺者又は受贈者である場合についても、特別受益に当たる贈与がその時期如何にかかわらず全て遺留分算定の基礎となる財産に含まれることから、予想外に減殺される額が大きくなる事態が生ずることになる。

このような指摘を踏まえ、遺留分算定の基礎となる財産は、遺贈及び相続開始前1年間にされた贈与に限定し、減殺の順序に関する規律を廃止することとした上で、共同相続人間の実質的公平を図るため、受贈者が相続人である場合に限り、相続開始の1年以上前の特別受益に当たる贈与の対象財産も遺留分算定の基礎となる財産に含めることとし、その結果、遺留分を侵害された者は、相続人である受贈者に対し、当該特別受益に当たる贈与の減殺を請求することができること等の方策が提案されたが、この点については、今後更に検討すべきものとされた。

#### ○ 遺留分減殺請求の効果

前記1（2）のとおり、現行の遺留分制度については、遺産分割事件との一回的解決を図ることができないといった問題点の指摘がされているが、これを解決するための方策としては、後記（2）のとおり、遺留分減殺請求事件の手続を家庭裁判所における家事審判の手続とすることによって両事件の併合処理を可能とすることのほか、遺留分減殺請求の効果を見直し、相手方が相続人である場合には、減殺後の財産は原則として遺産に復帰するとすることも考えられる。これにより、遺留分減殺の対象となった財産についても、現行法の規律を変えることなく寄与分を考慮することができるようになるものと考えられる。もっとも、被相続人の全財産について遺贈がされ、又は、遺留分減殺請求権の行使に先立ち既に遺産分割が終了している場合のように、他に分割すべき財産がない場合については、遺留分減殺請求の効果（遺産への復帰）について例外を設ける必要があるのではないかと指摘もされた。

## （2）手続法の見直し

遺留分減殺請求事件の柔軟な解決や遺産分割事件との一回的解決を可能にする観点から、次のような方策について検討がされた。

- ① 遺留分減殺請求権行使の効果について、遺留分権利者の意思表示によって当然に

物権的な効力が生ずる（注）とされている点を改め、遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分を保全するのに必要な限度で財産の分与を請求することができるが、当事者間の協議又は審判等において分与の方法を具体的に定めることによって初めて物権的な効力が生ずるようにする。

- ② 遺留分制度においても、遺留分減殺請求の対象となる財産の形成又は維持について、兄弟姉妹以外の相続人（減殺請求の相手方を含む。）に特別の寄与があった場合には、減殺の範囲及び内容を定めるに当たり、寄与分を考慮することができる。
- ③ 家庭裁判所は、遺留分減殺請求事件と遺産分割事件の手續及び審判を併合して行う場合には、その審判において、遺留分減殺請求の対象となる財産と遺産分割の対象となる財産の全体を対象として、その分割の方法を定めることができる。

（注）最高裁昭和51年8月30日判決民集30巻7号768頁は、遺留分権利者の減殺請求により贈与又は遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受贈者又は受遺者が取得した権利は右の限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属すると判示している。

（議論の概要）

#### ア 基本的な考え方

①は、現行法上、遺留分権利者の減殺請求により遺贈又は贈与は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者又は受贈者が取得した権利はその限度で遺留分権利者に帰属することとされている点を改め、遺留分を侵害された者は遺留分を保全するのに必要な限度で財産の分与を請求することができるが、その具体的な分与の方法については当事者間の協議又は家庭裁判所の家事審判によって初めて定まるものとするものである。

②は、その上で、遺留分減殺請求権の存否及び範囲を判断するに当たっても寄与分を考慮することができるようにするものであり、③は、遺産分割及び遺留分減殺請求に関する紛争の一次的解決を可能にしようとするものである。

これにより、遺留分制度においても配偶者等の貢献を考慮することができるし（前記1（1）参照）、相続による法律関係を柔軟かつ一次的に解決することができるものと考えられる（前記1（2）参照）。また、例えば、事業を承継した者が遺留分権利者に対して分割で代償金を支払うといった解決も可能となるため、事業承継が円滑に行われぬといった事態は少なくなるものと考えられる（前記1（3）参照）。

#### イ このような方策を講ずる場合の問題点

前記方策では、遺留分減殺請求事件についても、寄与分の有無及び程度に関する判断や財産の分与方法について家庭裁判所が後見的な見地から裁量権を行使することを前提とするものであり、これにより適切な解決が図られることを期待することができる反面、当事者が寄与分に関する主張立証を繰り返す、又は家庭裁判所による裁量権の行使の在り方をめぐって争うなど、紛争が複雑化する可能性を否定することはでき

ないとの指摘がされた。

(注) その他の検討内容

○ 遺留分減殺請求事件を家事審判事件として取り扱うことについて

前記方策を講ずる場合には、遺留分減殺請求事件でも寄与分を考慮することができるようになり、また、具体的な分与の方法についても当事者間の協議又は家庭裁判所の判断を経て初めて定まることになる。前記方策は、このように遺留分減殺請求の法的性質を変えることに伴い、遺留分減殺請求事件を家事審判事件として取り扱うことも可能になるという理解を前提としたものであるが、訴訟手続によることなく受遺者又は受贈者の財産権の一部を喪失させることの当否については、憲法上の問題を含め慎重に検討すべきであるとの指摘がされた。

○ 寄与の有無が問題とされる財産の範囲について

前記方策のように、遺留分減殺請求事件においても寄与分を考慮することができることとする場合には、どの範囲で現行法の規律を見直すこととするのかについて改めて検討する必要がある。

まず、特別の寄与の有無が問題とされる財産の範囲については、「遺留分算定の基礎となる財産」の全てに拡張することが考えられる。

しかし、これによると、例えば、遺留分減殺請求の対象となる財産が「遺贈」に限られる場合であっても、「生前贈与」の対象とされた財産の形成又は維持に特別の寄与があったことを理由として寄与分が認められることになり、この点の合理性が問題となるほか、特別の寄与の有無が問題となる財産の範囲が広くなり過ぎて、寄与分に関する紛争が増加するおそれがあるとの指摘がされた。

このような観点から、前記方策では、遺留分減殺請求事件でも寄与分を考慮することができることとする場合にも、「遺留分減殺請求の対象となる財産」（前記の例でいえば、遺贈の対象とされた財産）の形成又は維持に特別の寄与があった場合に限り、寄与分を考慮することができることとしているが（上記②）、この点については、今後更に検討すべきものとされた。

○ 遺留分を定める手続と寄与分を定める手続との関係について

遺留分減殺請求事件において寄与分を考慮することができるものとした場合には、遺留分減殺請求事件の手続と寄与分を定める家事審判事件の手続の関係をどのように整理すべきかが問題となる。寄与分の有無及び程度については、共同相続人全員が利害関係を有するため、遺留分減殺請求事件の中で寄与分の主張を許すとなると、同事件においても、共同相続人全員に手続への関与の機会を保障する必要があることになり、紛争の複雑困難化を避けることができないとの指摘がされた。そこで、遺留分と寄与分はそれぞれ別個の手続で定めることとしつつ、遺留分減殺請求事件の手続では、あらかじめ寄与分に関する協議又は家庭裁判所の家事審判がある場合に限り、これを考慮することができる（ただし、相続人全員が関与する寄与分を定める家事審判事件と遺留分減殺請求事件が併合されている場合には、寄与分を定める家事審判と遺留分の家事審判を同時に行うことができる。）とすることが提案されたが、この点については今後更に検討すべきものとされた。

## 五 その他の検討事項

### 1 遺産分割における可分債権の取扱いについて

現行法上、預金債権等の可分債権は、相続によって当然に相続人に分割され、遺産分割の対象にならないものと解されているが、可分債権は、各自の相続分に応じて遺産を分配する際の調整手段として有用であるとの指摘がされたこと等を踏まえ、遺産分割における可分債権の取扱いについては、これを遺産分割の対象となる財産とすることを含め、今後更に検討すべきものとされた。

もっとも、この点に関し、相続人の一部の者が被相続人の生前に被相続人の財産を不法に費消した場合のように、事案によっては、可分債権の存否及び範囲が争われており、その確定に困難を来す場合があるとの指摘がされた。現在の実務においては、相続人間の合意がある場合に限り例外的に可分債権を遺産分割の対象としているが、前記のような場合には、相続人間の合意がないことになり、原則どおり、遺産分割のみを先に解決し、その後訴訟において別途可分債権に関する紛争を解決するということになる。可分債権を遺産分割の対象とする場合には、前記の事例のような場合に可分債権について分離して解決することを可能とするような方策を講ずる必要があるのではないかと指摘がされた。

### 2 遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮する方策

現行法上、寄与分は、相続人にのみ認められるものであることから、例えば、相続人の妻が、被相続人（夫の父）が経営する農業や自営業について、相続人である夫と共に経営に従事していた場合に、現行法の下では、遺産分割において、相続人でない妻が寄与分を主張したり、あるいは何らかの財産を請求したりすることはできない。

この点については、遺産の形成及び維持に貢献がある者が相続人でないという理由で遺産の分配を受けることができず、何ら貢献がない相続人が遺産を取得することになるのは実質的に不公平であるとの指摘がされている。このような場合には、現行法上、相続人以外の者が被相続人との間で養子縁組をし、又は財産上の契約を締結することや、被相続人が遺言をすることによって解決することも可能であるが、実際には被相続人の側で積極的にこのような手段を講じようとしないう限り、これらの手段を講ずることは困難であるとの指摘もされている。

これらの指摘を踏まえ、本ワーキングチームでは、遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮するための方策についても検討がされた。

しかし、遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮することについては、その当否自体について賛否が分かれたほか、後記（注）のとおり、手続的にも困難な問題があることから、具体的な要件等についての検討にまでは至らなかった。

(注) 遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮するための方策を講ずる場合の問題点

○ 「相続人以外の者」の範囲について

遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮する場合には、少なくとも、「相続人以外の者」の範囲を限定する必要があると考えられる。

このような観点から、本ワーキングチームでは、「相続人以外の者」の範囲を、

㉗ 被相続人の子の配偶者

㉘ 被相続人に子がいる場合の兄弟姉妹等、相続人の範囲内に入り得るが、当該相続においては相続人とならない者

等に限定することについて検討がされた。

しかし、特に㉘については、これらの者を主張権者に含めることとすれば、遺産分割に関与し得る者の範囲が現行法よりも大きく広がることになり、遺産分割が紛糾するおそれがあるし、仮に、これらの者が現実には権利行使せず遺産分割に関与することがなかったとしても、少なくとも権利行使の機会を与える必要が生ずるため、遺産分割の手続は非常に煩雑になることが予想されとの指摘がされた。

○ 手続について

相続人以外の者が権利を行使する手続についても、遺産分割手続の中で行うこととするのか、遺産分割手続とは別の手続を創設するのか、前記権利の主張権者の権利行使の機会をどのように保障するのかといった点の検討が必要となるとの指摘がされた。

○ 紛争の複雑困難化への対策について

前記方策を講ずる場合には、相続人以外の者に権利行使の機会を与える必要があるため、その間は相続人間において遺産分割協議を成立させることができなくなるなど、遺産分割に関する紛争が長期化することが懸念されとの指摘がされた。また、その具体的な手続の在り方をどのように考えるかによるものの、相続人以外の者が遺産分割協議等に関与することになって、遺産分割の在り方に大きな変化を及ぼすことになり、相続人の間では協議がまとまっているにもかかわらず、相続人以外の者との協議がまとまらないために遺産分割協議が全体として成立しないといった事態が生ずることになり、遺産分割に関する紛争性が増大するおそれがあるとの指摘もされた。